

平成18年第3回邑楽町議会定例会議事日程第4号

平成18年9月20日（水曜日） 午前10時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 議案第68号 平成18年度邑楽町一般会計補正予算
- 第 2 請願・陳情
- 第 3 議員派遣の件
- 第 4 閉会中の継続調査報告について
- 第 5 閉会中の継続調査について

○出席議員（１９名）

1 番	後 藤 勝 子	議員	2 番	松 島 茂 喜	議員
3 番	加 藤 和 久	議員	5 番	小 倉 孝 夫	議員
6 番	金 子 正 一	議員	7 番	小 島 幸 典	議員
8 番	立 沢 稔 夫	議員	9 番	小 倉 修	議員
1 0 番	横 山 英 雄	議員	1 1 番	本 間 恵 治	議員
1 2 番	細 谷 博 之	議員	1 3 番	相 場 一 夫	議員
1 4 番	中 川 健 治	議員	1 5 番	桜 井 征 男	議員
1 6 番	青 木 久	議員	1 7 番	千金楽 幸 作	議員
1 9 番	新 島 正	議員	2 0 番	石 井 悦 雄	議員
2 1 番	大 野 栄	議員			

○欠席議員（１名）

1 8 番	松 原 市 祐	議員
-------	---------	----

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

久 保 田 文 芳	町 長
石 井 征 彦	助 役
川 田 定 昭	教 育 長
小 林 徳 義	総 務 課 長
立 沢 茂	企 画 課 長
神 谷 長 平	庁 舎 建 設 室 長
小 島 哲 幸	税 務 課 長
宮 沢 孝 男	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
並 木 邦 夫	生 活 環 境 課 長
増 尾 隆 男	保 険 年 金 課 長
横 山 正 行	土 木 課 長
中 村 紀 雄	都 市 計 画 課 長
岡 村 静 代	住 民 課 長
諸 井 政 行	福 祉 課 長
金 子 重 雄	会 計 課 長
石 井 貞 男	水 道 課 長

遠	藤	幸	夫	学 校 教 育 課 長
堀	井		隆	生 涯 学 習 課 長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田	口	茂	雄	事 務 局 長
飯	塚	勝	一	書 記

◎開議の宣告

○中川健治議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

〔午前 10 時 02 分 開議〕

◎日程第 1 議案第 68 号 平成 18 年度 邑楽町一般会計補正予算

○中川健治議長 日程第 1、議案第 68 号 平成 18 年度 邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第 68 号 平成 18 年度 邑楽町一般会計補正予算（第 3 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 600 万円を追加し、予算の総額を 86 億 3,534 万 3,000 円といたしたい次第であります。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金であり、歳出につきましては、総務管理費の諸費の増額であります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 補足説明させていただきます。

歳入につきましては、今町長からお話ありましたように財政調整基金からの繰入金でございます。これについては過日 7 日に第 2 号の補正予算ということで歳入についての整理をしたところでございますが、その後の補正ということでございますので、ほかに財源等がございませんので、財政調整基金からの繰り入れを予定しております。

予算書の 11 ページをお願いいたします。歳出としましては、総務費、総務管理費、13 目の諸費ということで一般経費としまして 600 万。内容は、訴訟、弁護委託料ということでとるものでございます。当初予算におきまして 200 万円の予算がございましたが、これにつきましては以前提訴されておりました 4 件の却下並びに取り下げ等における弁護費用ということで、大部分のものを消化する状況でございますので、新たな提訴に対する費用としては、弁護費用がほとんどなくなっているということでございます。そのための費用としまして 400 万円、またそれ以外にも、あってはならないのですが、あった場合の当面对処する費用として 200 万円を加えた 600 万円で歳出を計上したものでございます。

なお、14 ページ、15 ページをごらんいただきたいのですが、債務負担行為の一番下になりますが、

18年度から業務完了までということで、限度額については金額がわからないということで表記してございます。全額を一般財源で賄うものという考えで、債務負担行為を起こしておくものでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間議員。

○11番 本間恵治議員 ただいま総務課長の方から説明がございました。この裁判費用ということで600万の補正を組まれたわけでございますけれども、あつてはならない、しかし、起こり得る一切の訴訟及び裁判、それから、もろもろの事件の準備費用として私はここへ盛られたのであると思いますが、再確認の意味で答弁をお願いしたいと思いますが、一切のいろんなもろもろの起こり得る裁判費用としてこの費用を使うと、そういうことについて、それで間違いがないかどうか確認をしておきたいと思います。お願いします。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 600万円の細かい内訳といいますか、これについては新聞でも報道されておりますように、2件訴えられているという事実といいますか、新聞の報道がございます。1件につきましては、昨日訴状が裁判所の方から届いたという状況でございます。それらについて対応する弁護士委託料ということで、約400万円ぐらいを想定しております。また、差し引きますと、200万という数字があるわけですが、この200万についてはまた別の問題としてあった場合の弁護士費用ということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

青木議員。

○16番 青木 久議員 ただいま説明がありました訴訟弁護士委託料についてでありますけれども、今までこのことについてはいろいろの考えがありました。今新聞報道によりますと、訴えられた彼らが言うとおりのコンペの全参加者に集団訴訟への参加を求めていると報じられています。1人当たり100万ということで21人で2,100万円。もし335人全員だと3億円余りの血税が搾り取られることになるので、この際は応訴するしかないと思います。私はそれしかないと思うが、町長の決意、考え方を聞かせていただきたいと思います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えします。

先日の裁判もそうであります、訴訟を起こし、負けそうになって取り下げ、そして、また訴訟を起こし、そして、また今後もわかりませんが、そういったことでおもしろくということではないのですが、一方的に訴えたり取り下げたり、また、今回は違う角度からまた訴訟を起こしたとい

うことでありますが、町民の血税であります。そして、大変今一般質問の中でもありましたが、障害者の支援法等も整備された中で大変障害者にとっては、自己負担がふえたり、いろいろ苦しんでいる状況もあるわけであります。そういった一つ一つをとってみますと、このお金は貴重なお金である。そして、安易に訴訟を起こすというような状況ですと困りますので、町としても今後慎重に検討した中で対応していくべきだろうと思っております。相手の出方によってはこちらもしっかりとした反訴、応訴というのですか、対応するような方法も考えなければならないと思っております。しかし、できるだけ町民の大事な税金であります。これは本当に血の出るような思いで納めていただいた税金ということは認識しておりますので、大切に考えていきたいと。しかしながら、こういった訴訟については断固闘っていくといえますか、町の意思で今までやってきた事業でありますし、これは町民総意の判断で進めている事業であります。私は確信を持って進めておりますので、間違いがないと思っておりますので、こういった裁判に対しては断固闘っていくという意志を持っています。よろしくお願いいたします。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

小倉孝夫議員。

○5番 小倉孝夫議員 債務負担行為ですが、この中で具体的数字が明示されていませんけれども、自治法上問題ないのかどうか、その辺をちょっと確認したいと思います。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 ただいまの質問は、自治法上、債務負担行為、金額がないのは問題ないのかという質問かと思いますが、裁判そのものについて、これからどういう流れの中で、こういった状況が発生するかは未確定でございます。そういった意味では金額を見積もるというものが大変難しさがあると。ただ、それには町とすれば、きちっと応訴していかなければならない。そのための費用として予算で今後認めていただくというための担保として考えておりますので、基本的には問題ないと、そう考えて計上したものでございます。

以上です。

○中川健治議長 ほかに質疑ありますか。

小島議員。

○7番 小島幸典議員 所管ですので、町長にお答えしてもらいたいと思いますが、前の補正を組んだときに、交通事故等の裁判またはそういう事件に対しての準備ということで前はありました。そういう中で今佐賀県なんかの交通事故、ガードレールが弱かったのではないかと、今回も訴訟のそういう交通事故等、また、いろいろほかの一切のそういう訴訟または裁判の費用としてこのお金を使うようにしたら私はいいと思うのですけれども、そういうことも含めて入っているということで認識していいのですか。その辺町長一言。交通事故等いろいろそういう町に対しての訴訟、裁判にかかわる一切のそういう事件に対しての準備金ということでとらえていいか悪いか。お願い

します。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 今回具体的な事例ということも出ているわけですが、一切そういった事故等にも対応できるような予算という判断をしています。よろしくお願いします。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 よくはっきりお答えしてもらったので、いろいろ私は安心しました。また町民も安心すると思います。

以上です。ありがとうございます。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

大野議員。

○21番 大野 栄議員 議案第68号 平成18年度邑楽町一般会計補正予算について、賛成の討論をします。

今町長が答弁の中で、力強い決意をしました。今度は町民ではなく、横浜の一業者です。町を相手どって訴訟を起こしているわけですが、最後まで取り下げることなく、許さず、徹底して裁判をしなくてはならないと。かかった弁護士費用も場合によっては取り返さなくてはならない。私は、町が勝手に進めているわけではないし、この責任というのは町執行部と議会が議決しているわけですから、全体の問題だと思います。町挙げての闘いになる、そういうふうに言っても過言ではないと私は思います。徹底的にやって、最後まで取り下げなんか認めずに、しかも、かかった費用は横浜の一業者ですから、損害賠償請求も辞さない覚悟でやっていただきたいと。

以上です。

○中川健治議長 ほかに討論ありませんか。

小倉孝夫議員。

○5番 小倉孝夫議員 賛成討論をしたいと思います。

といいますのは、ご承知のとおり自治法上、こういう裁判が訴えられた場合は、当然に町がその経費を負担するというふうな規定があったというふうに記憶しております。また、先ほど本議案の提案について、債務負担行為、これについて問題がないという前提で、本議案について賛成を行いたいと思います。

以上です。

○中川健治議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第68号 平成18年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 請願・陳情

○中川健治議長 日程第2、請願・陳情を議題といたします。

委員長から報告をお願いします。

金子厚生・環境常任委員長。

○金子正一厚生・環境常任委員長 厚生・環境常任委員会に付託されました請願について審査結果を報告いたします。

請願第4号 全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願につきましては、引き続き検討を要するということから、継続審査と決まりました。

以上、報告をいたします。

○中川健治議長 請願第4号 全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願に対する委員長の報告は継続審査であります。

お諮りします。委員長の報告のとおり請願第4号は閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は閉会中の継続審査と決定しました。

◎日程第3 議員派遣の件

○中川健治議長 日程第3、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第118条の規定により、配付のとおり議員を派遣します。

お諮りします。配付のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎日程第4 閉会中の継続調査報告について

○中川健治議長 日程第4、閉会中の継続調査報告について議題とします。

建設・経済常任委員長から視察調査の報告をお願いします。

横山建設・経済常任委員長。

○横山英雄建設・経済常任委員長 建設・経済常任委員会の視察調査報告を行います。

今回の視察研修は、2泊3日で土木課、産業振興課、都市計画課、水道課所管の4課すべてにお願いをし、5カ所の研修をしてみました。視察期日及び場所、目的、参加者は別紙記載のとおりです。

視察の概要について報告いたします。

最初に、財団法人鹿沼市農業公社ですが、昭和49年、全額市の負担により設立され、その後JAの出資も得、農地保有合理化法人に衣がえし、さらに別組織として有限会社農業生産法人かぬまを設立しています。この農業公社は農村の高齢化、兼業化が進み、農業の担い手が減少したため、市が財団法人の公社を設立し、市内農家から農作業受託を行っている生産組織体です。実績及び効果としては、生産基盤の整備促進、農業機械の過剰投資の抑制、農業労働力不足への対応が挙げられています。課題としては、農家還元金の低下、圃場整備の進展に伴う受託面積の拡大、機械施設のさらなる効率化、担い手農家との連携等の課題解決が必要とされています。鹿沼市農業公社の地域が抱える問題点に先進的に取り組み、国の指針を先取りする形で大規模化を目指し、効率的な農業経営を行っている姿勢が印象的でありました。

次に、福島地方水道用水供給企業団についての報告をいたします。

この企業団は、摺上川ダムの貯留水を水源とする水道水供給事業を業務とする一部事務組合で、昭和60年、福島市外11町で設立され、合併により現在は3市4町で構成されています。水源である阿武隈川の水質が悪化し、さらに地下水も渇水傾向にあり、水源の確保が難しい状況となったことから、抜本的な水源対策として国が福島県飯坂町に建設する摺上川ダムに共同で参画し、各市町に対し、水道用水を供給しています。施設の特徴は、自然条件を利用した省エネルギー型施設で、コンパクトな設計配置となっており、またコンピュータによる運転の自動化と省力化を図り、地震に強く、摺上浄水場を別名「丘の上水工房」と呼び、市民に親しまれています。水源として新規ダムに大きく依存していますが、既設水源の保全確保も行い、安全供給を確保しております。本町においてもその必要性を強く感じたところでございます。

次に、山形市野草園ですが、市制施行100周年記念の事業の一環として、総事業18億6,000万円余りを投じ、平成5年に開園しました。広さは26.5ヘクタールで、園内には野草、樹木合わせて850種余りのさまざまな植物があり、貴重な植物も多く見られました。園の運営については、平成18年度から指定管理者制度により、財団法人山形市開発公社が管理を行っています。入園は有料となって

おり、入園者数は平成５年度の開園時から年々減少傾向にあり、対策としてイベント等を開催し、来園数の増大に努めているとのこと。山形市野草園の指定管理者制度による公園の管理運営は、これからの邑楽町における公園管理の実例として、参考となるものでありました。

次に、産直あぐり運営管理組合についてですが、産地直売施設の整備を進めるきっかけは、米の生産調整による稲作収入の減少、農産物価格の低迷、農業従事者の高齢化、後継者不足等に対応するため、平成３年から櫛引町、現鶴岡市の特色を生かしたフルーツタウン構想の拠点施設として整備されました。土地及び建物は市所有を無料で借り受けて運営しておりますが、市町村合併により５年をめどに有料化の検討を行っており、また、平成18年４月から指定管理者として組合が運営に当たっています。管理組合収入として販売手数料は、組合員が10%、組合員外が15%、業者からは20%を徴収し、来客数は年間約40万人、売り上げは約３億円、価格の設定は生産者が自由に行っています。レストランも経営し、トレーサビリティシステムを導入して安全、安心対策にも積極的に取り組んでいました。年間４日間の定休日のみで営業しており、地元産品を活用しながら地域間競争を生き抜こうとするエネルギーを強く感じました。

次に、群馬県住宅供給公社についてですが、公社版PFI事業の実例である桐生市本町六丁目開発事業の視察等を行いました。この事業は、桐生市の中心市街地が商店の閉鎖等により寂れてきたため、起業者育成施設と市営住宅を建設し、中心市街地の活性化を図ったものであります。群馬県住宅供給公社が市有地に隣接する民有地を買収し、既存建物の解体撤去と新たな鉄骨づくり５階建ての建物を２カ年で建設し、桐生市に分割払いで売却。市支出の平準化を図ったものです。総事業費約６億円のうち、市営住宅建設費については約３億2,000万円で、国庫補助金を一括払いとし、残金については35年分割で返済の財源に家賃収入を充てて、不足分が生じたときは市財源を充当するという事業内容でありました。本町の町営住宅のうち、老朽化が進んでいる木造一戸建て62戸について、更新が急務となっている状況です。入居対象者を明確にした間取りの設計や、町営住宅と地域活性化施設等の併設も視野に入れ、厳しい財政状況を考慮した事業手法の検討の必要性を感じたところであります。

なお、視察調査の詳細は別添の資料のとおりであります。

以上、建設・経済常任委員会の視察調査報告といたします。

○中川健治議長　以上で委員長からの報告を終わります。

◎日程第５　閉会中の継続調査について

○中川健治議長　日程第５、閉会中の継続調査について議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長、庁舎建設特別委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に印刷配付してあります継続調査事項一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。各委員長より申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎町長のあいさつ

○中川健治議長 以上をもちまして、今期定例会の日程は終了しました。

閉会に当たり町長から発言の申し出がありましたので、許可します。

久保田町長。

○久保田文芳町長 平成18年度の第3回邑楽町定例議会に当たりまして、一言御礼を申し上げたいと思います。

7日からきょうまでの長い間、大変皆様にはお世話になりました。すべての議案を可決いただき、また、決算議会ということで決算に当たりましては、ご認定をいただいた議員の皆様におかれましては、大変お世話になりまして、ありがとうございました。

大変弱い者が苦しみ、そして、財政も厳しいというような状況の中で、できるだけ弱者を救い、そして健全な行政運営をしていかなければならないというときであります。皆様のご協力をいただきながら、間違いのない行政運営をやっていきたいと思っております。

また、この裁判等も起きているわけではありますが、町民の血税を取ろうとする設計事務所に依頼をしないでよかったと、改めて今感じております。先ほども述べましたが、町民がどんな苦しみをして納めた税金か、これについては本当に大切に使っていかなければならないと認識をしております。そういった中で裁判を起こし、負けそうになれば取り下げ、そして、また訴訟を起こし、そして、町民から2,100万を取ろうなどという設計事務所に依頼をしないで本当によかったと、今強く思っております。私は、これからも町民を大事に考え、そして、政治信条としては「上善は水の若し」、水は高いところから低いところに流れ、万物を潤し、困っている人を助け、そして、水はいつも平らで、だれとでも平等にやれる信条を持っていきたい。そして、水はおのれの姿を映し出し、うそをつかない。そういった信条でやっていきたいと思っております。そして、時には岩をも砕く力を発揮し、これぞというときには、水もふだんは穏やかであります。岩をも砕く力を持っているわけであります。私は、困っている人を助け、そして、とんでもないものには断固闘っていききたいと思っております。そして、この苦しい財政状況の中で、間違いのない、できるだけ借金を抑えた行政運営をやっていききたいと思います。今後とも議員の皆様にはご理解とご協力いただけますようお願い申し上げます。

季節の変わり目ということで、大変気温も変化しており、体に十分留意され、議会活動に励んでいただきたいと思います。大変お世話になりました。

◎閉会の宣告

○中川健治議長 以上で平成18年第3回邑楽町議会定例会を閉会します。

ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

〔午前10時36分 閉会〕